

公立大学法人滋賀県立大学将来構想委員会規程

平成 2 1 年 9 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 136 号

(設置および趣旨)

- 第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 15 条第 2 項の規定に基づき、委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 将来構想に関する事項
 - (2) 中期目標および中期計画に関する事項
 - (3) 教育・研究組織の再編に関する事項

(組織)

- 第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 常勤である理事
 - (4) 各学部長
 - (5) 事務局次長
- 2 前項に定める委員のほか、理事長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(委員長および副委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(小委員会)

- 第 6 条 委員会に、第 2 条に定める事項を円滑に実施するため、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員以外の者の出席)

- 第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

- 第 8 条 委員会の事務は、事務局経営企画課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条関係)

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条関係)

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第8条関係)

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第8条関係)